

大学構内における交通事故防止措置要項の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（その他）</p> <p>第14 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、<u>交通安全委員会</u>の議を経て学長が別に定める。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（その他）</p> <p>第14 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、<u>財務委員会</u>の議を経て学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成16年4月1日から施行する。</u></p>